

平成 22 年 11 月 24 日
消 費 者 庁

「ストップ!クレジットカード現金化」キャンペーンの実施について

消費者庁では、この 12 月から、消費者がクレジットカードのショッピング枠を換金目的で利用することを止めるよう呼びかける「ストップ!クレジットカード現金化」キャンペーンを実施いたします。

具体的には、消費者庁ホームページに特設ウェブサイト进行、岡崎消費者担当大臣からのビデオメッセージを掲載するとともに、ポスター・チラシ（別紙参照）を可能な限り広く配布します。なるべく多くの消費者の方に、クレジットカードの現金化は結局は返済能力を超える債務を増大させる可能性が高い上、クレジットカード会員規約に違反する行為であること等を周知し、また、借入や返済でお悩みの方には、クレジットカードの現金化を考える前に、専門の相談窓口に相談するよう呼びかけます。

《主な取組み例》

- ①消費者庁ホームページに特設ウェブサイトを設置（12 月 1 日）
- ②大臣からのビデオメッセージを特設ウェブサイトに掲載（12 月 1 日）
- ③ポスター 5 万部・チラシ 56 万部を以下の機関へ配布（12 月上旬発送）
 - 地方公共団体（消費生活センター、都道府県警察本部）
 - 消費者団体等、公共職業安定所（ハローワーク）
 - 弁護士会、司法書士連合会、日本司法支援センター（法テラス）、貸金業協会、日本クレジット協会

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

大森、河野

電話：03-3507-9186

◀ 借入れや返済でお悩みの方

クレジットカードの ショッピング枠の現金化は、



「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても…

- 結局は**債務を増やし、支払困難**に陥りかねません。
- 現金化により**クレジットカードが利用停止**となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などの**トラブル**も発生！

適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

- 「景品表示法を遵守しています」
 - 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、**現金化が問題**あることに変わりはありません。
- 「公安委員会の許可を受けています」
 - 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、**現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。**



相談窓口へ

早めに相談を！

「借りられない」「返せない」、困ったときは、
あわてないで、無料の**相談窓口**にお電話を。

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内いたします。

消費者ホットライン（消費生活相談窓口）	0570-064-370
金融庁・金融サービス利用者相談室	0570-016-811 / 03-5251-6811
法テラス・コールセンター	0570-078374 / 03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

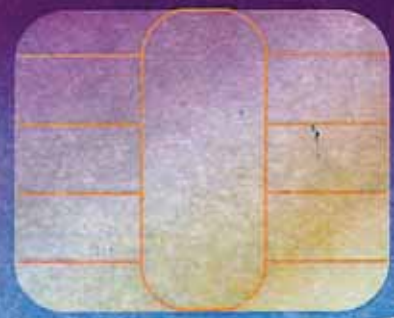
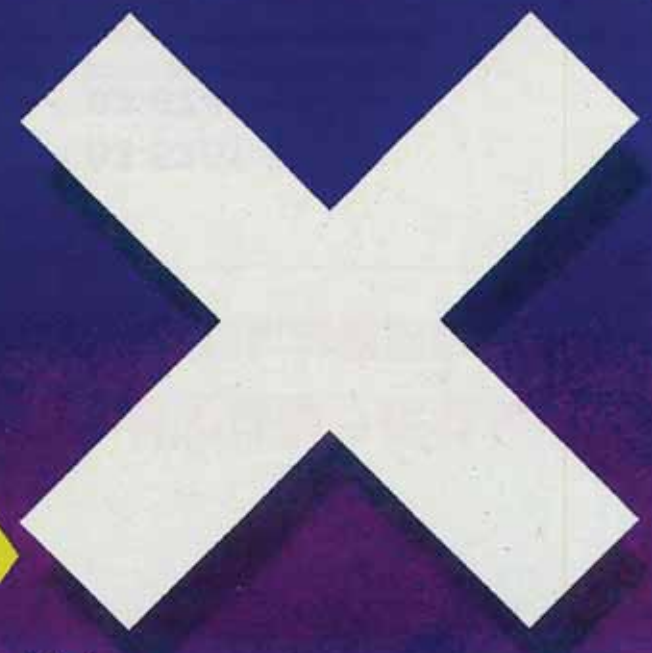
最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)でも相談できます。

消費者庁

消費者庁ウェブサイトでも情報を発信中：www.caa.go.jp/credit/

◀ 借入れや返済でお悩みの方へ

クレジットカードの ショッピング枠の現金化は、



消費生活相談はこちら（消費者ホットライン）

ゼロ ゴー ナナ ゼロ 守 ろう よ みんな を

TEL:0570-064-370



相談窓口へ

消費者庁

早めに相談を！

詳しくは裏面をご覧ください

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」は **×**

「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても…

消費者庁モバイルサイト

- 結局は**債務を増やし、支払困難**に陥りかねません。
- 現金化により**クレジットカードが利用停止**となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などの**トラブル**も発生！



適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

■ 「景品表示法を遵守しています」

→ 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、**現金化が問題**あることには変わりはありません。

■ 「公安委員会の許可を受けています」

→ 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、**現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。**

「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないで、**無料の相談窓口にお電話を。**

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内いたします。

消費者ホットライン（消費生活相談窓口）

0570-064-370

金融庁・金融サービス利用者相談室

0570-016-811 / 03-5251-6811

法テラス・コールセンター

0570-078374 / 03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)でも相談できます。